

市の補助事業・助成事業を紹介します

大船渡市産学官連携 研究開発事業費補助金

- 市内事業者などが、北里大学または岩手大学と共同で実施する研究開発事業に対して、経費の一部を助成します。
- ▽対象 市内に事業所を有する個人・法人など
- ▽研究期間 1年以内（令和4年3月31日まで）
- ▽補助金額 補助対象経費の4分の3以内で、限度額は120万円
- ▽補助対象経費 機械装置費、消耗品費、事務費など
- ▽申込締切日 4月26日（月）
- ※事業構想などの相談は随時受け付けています。
- ▽問い合わせ先
商工課商工係
（☎内線109）

大船渡市中小企業 資金融資

- 中小企業者を対象に融資制度を設けています。
- ▽融資の種類
- ①運転資金
- ②設備資金
- ③開業資金
- ④融資限度額
- ①・② 3,750万円
- ③ 1,250万円
- ▽貸付期間 運転資金7年以内、設備資金10年以内
- ▽貸付利率
- ・3年以内 年2・7%
- ・3年超 年2・9%
- ※このうち、市が1・5%を補助
- ▽対象 岩手県信用保証協会の保証対象業種で、納期の到来した市税を完納している市内中小企業者
- ▽保証料 市が全額補助
- ▽取扱い金融機関 次の金融機関の市内各支店
- ・岩手銀行
- ・東北銀行
- ・北日本銀行
- ・気仙沼信用金庫
- ・大船渡市農業協同組合
- ・東日本信用漁業協同組合連合会
- ▽問い合わせ先
商工課商工係
（☎内線109）

大船渡市市民活動 支援事業補助金

- 各種団体が自主的に取り組みまちづくり活動に対し、補助金を交付して支援します。
- ▽補助対象者 市内でまちづくり活動を行う、構成員がおおむね5人以上で、市内に事務局のある団体に構成員は2分の1以上が大船渡市民であること
- ▽補助金額 上限50万円
- ※補助対象経費の4分の3以内
- ▽対象となる活動 令和3年度中に完了し、国や県の補助制度、大船渡市中小企業振興事業補助金など、本市の他の補助制度の対象とならないもの
- ▽活動の例 市民の利益に広く寄与する活動、地域の特性や資源を生かした活動、地域課題の解決や地域の活性化に資する活動
- ※政治、宗教および営利目的の活動は除く
- ▽対象外の経費 団体の会議費や事務費、施設管理費、団体の構成員に係る人件費、飲食費など
- ▽応募締切日 5月7日（金）

▽応募締切日 5月7日（金）

住宅リフォーム助成事業

- 市内にある住宅の所有者が、市内施工業者によるリフォーム工事を行う場合の費用を助成します。
- ▽対象となる建物 築5年以上経過した、専用住宅または居住用部分が総床面積の2分の1以上の併用住宅
- ▽対象となる工事 全体の工事が税抜き30万円以上で、原則令和4年2月末までに完了する工事
- ※工事は、外構部に係る費用および設備機器本体の費用を除く
- ▽助成額
- ①機能維持工事（修繕など）
対象工事費の10分の1、上限額5万円
- ②機能向上工事（バリアフリー化工事）
対象工事費の10分の2、上限額10万円
- ※①・②両方の工事を行った場合の上限額は10万円
- ※空き家バンクを利用し、契約した住宅をリフォームした場合、15万円を加算
- ▽助成方法 助成相当額分の大船渡地域商品券を交付
- ※空き家バンク契約住宅のリフォーム加算分は、現金で交付
- ▽受付開始日 4月12日（月）
- ▽応募締切日 12月28日（火）
- ※予算がなくなり次第受け付けを終了します。
- ※リフォーム工事に着手する前に申請し、交付決定を受ける必要があります。
- ※必要書類が全て揃った段階で受け付けます。事前に相談や申請があっても書類に不備がある場合は受け付けできません。
- ▽申請・問い合わせ先
住宅管理課住宅建築係
（☎内線323）

住宅用太陽光発電 システム設置費を助成

- 市内の住宅に太陽光発電システムを設置する人、またはの建売住宅を購入する人に、設置費用を助成します。
- ▽補助対象者 次の1、2のどちらも満たす人（法人は対象外）
- 1 市内の住宅に太陽光発電システムを設置する人、または太陽光発電システムが設置された市内の建売住宅を
- 購入する人
- ※店舗などの併用住宅は、居住用部分が総床面積の2分の1以上の住宅
- ※太陽光発電システムは、太陽電池の最大出力合計値が10kW未満のもの。
- ※中古の太陽光発電システムは対象外。
- 2 市税を滞納していない人
- ▽補助金額 太陽電池の最大出力の合計値に1kW当たり3万円を乗じた額で、10万円が上限
- ※4kWの場合は、4kW×3万円の12万円となり、上限額の10万円が補助金額
- ▽工事の期間 4月1日以降に着手し、令和3年3月31日までに完了する工事
- ※補助金申請は、設置工事に着手する前および住宅購入の前に申請し、交付決定を受ける必要があります。
- ▽申請・問い合わせ先
環境未来都市推進室
（☎内線216）



デマンド交通および各種公共交通実証実験を実施しています

市は、交通不便地域の移動対策として、デマンド交通および各種公共交通実証実験を実施しています。

- 1 日頃市地区デマンド交通
- ▷対象 = 市内在住・在勤・在学の人
- ▷運賃 = ①日頃市町内 = 500円/人
- ②日頃市町～サンリア、盛駅、市役所、大船渡病院 = 1,000円/人
- ③日頃市町～大船渡駅、マイヤ大船渡店 = 1,500円/人
- ▷運行ダイヤ
- ①日頃市発 = 7:00、9:00、10:30、13:00
- ②日頃市行き = 12:00、15:00
- ▷その他 = 利用には事前の会員登録が必要です。詳しくは問い合わせください。
- 2 タクシーチケット配布
- ▷申請受付 = 4月12日（月）から
- ▷対象 = 次の条件を全て満たす人
- ①大船渡市に住民登録している人
- ②75歳以上の人（令和3年度中になる人も含む）
- ③盛町、大船渡町、末崎町、赤崎町、猪川町、立根町に在住で、住居と最寄りのバス停または駅（JR大船渡線BRT・三陸鉄道）が300メートル以上離れている人
- ④自動車等運転免許を持っていない人

- ⑤大船渡市福祉タクシー助成を受けていない人
- ▷チケットの助成額と配布枚数（1人当たり）
- ・末崎町、赤崎町蛸ノ浦地区、猪川町大野・西山 = 500円×36枚
- ・赤崎町（蛸ノ浦地区を除く） = 500円×24枚
- ・盛町、大船渡町、猪川町（大野・西山を除く）、立根町 = 500円×12枚
- ※蛸ノ浦地区は、蛸ノ浦地区公民館の区域（清水～合足）とする。
- ▷申請方法
企業立地港湾課に備え付けの申請書で申請します。詳しくは、問い合わせください。
※本年度から最寄りの駅も対象条件に追加しているため、去年は該当になった人でも、本年度は該当にならない場合があります。
- 3 患者輸送車の一般混乗
- 三陸地区の診療所へ運行している「患者輸送車」が、診療所を利用しない人でも無料で乗れます。申請は不要です。
- ※これらの交通実証実験は、毎年度、条件や内容を見直しながら実施しており、継続して行うものではありません。
- ▷問い合わせ先
企業立地港湾課交通通信係（☎内線120）

